

地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現

平成28年7月15日

2035年の保健医療システムの構築に向けて

① 地域包括ケアシステムの構築: 医療介護サービス体制の改革

- 質が高く、効率的な医療提供体制
 - ・「地域医療構想」の策定支援(平成28年度中に全都道府県)。「構想」と整合的な医療費適正化計画の策定前倒し。
 - ・プライマリケアの強化(かかりつけ医の評価強化、大病院初診時定額負担導入)
 - ・医師の地域偏在・診療科偏在を解消(医師の診療科・開業地の選択の自由を見直し、実効性のある是正策を検討)

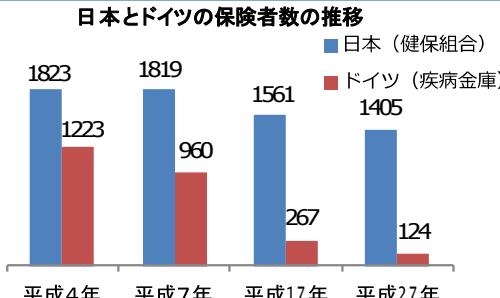
- 地域包括ケアシステムの構築
 - ・医療、介護、予防、生活支援サービス等のベストな組み合わせで高齢者の地域生活を支援

- 地域包括ケアシステムの深化、「地域共生社会」の実現
 - ・高齢者・障害者・子どもなど全ての人々が、1人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う社会(「地域共生社会」)の実現
 - ・対象者ごとの福祉サービスを「タテワリ」から「まるごと」へと転換

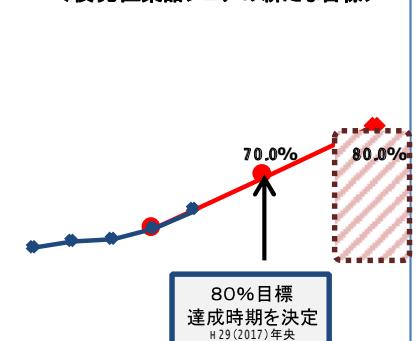
- 医療介護人材の確保・養成、人材のキャリアパスの複線化
 - ・医療・福祉の複数資格に共通の基礎課程を創設し、資格ごとの専門課程との2階建ての養成課程へ再編することを検討等

② データヘルス時代の保険者機能強化

- 保険者機能強化
 - ・保険者によるビッグデータの集積・分析や保健指導の推進を支援
 - ・ICTとビッグデータを最大限活用し、保険者が健康づくり、予防、重症化予防の徹底化を含めて、「医療の質を創る」



<後発医薬品シェアの新たな目標>



③ ヘルスケア産業等の推進

- 介護ロボット等の次世代型介護技術の更なる開発支援、導入促進
- 医療系ベンチャーの振興
- 多様な保険外サービス等のヘルスケア産業の推進
 - ・配食、買い物支援、旅行など、暮らしに密着した保険外サービスの利活用を促進
- 民間活力・資金の活用 (ソーシャルインパクトボンド(SIB)の仕組みを活用)

<介護ロボットの例>



- 特別養子縁組(横須賀市)
- ひきこもりの若者の就労支援(尼崎市)など



④ グローバル視点の保健医療政策の推進

- 当面のアジェンダ
 - ・公衆衛生危機対応のためのグローバルヘルス・アーキテクチャーの強化
 - ・危機への予防・備えにも資するUHC(ユニバーサルヘルスカバレッジ)の推進
 - ・薬剤耐性(AMR)への対応強化
- グローバルヘルス人材育成国家戦略(2020年までに+50%)
 - ・国内における人材育成システムの強化、「リボルビングドア」の確立
 - ・人材育成の司令塔の設置(「グローバルヘルス人材戦略センター(仮称)」)

<UHC国際会議でスピーチする安倍総理大臣>



<アジアAMR東京閣僚会議>



骨太方針2016(平成28年6月2日)

第2章 成長と分配の好循環の実現

(6) 障害者等の活躍支援、地域共生社会の実現

障害者、難病患者、がん患者等も、それぞれの希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる社会を目指し、就労支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、障害者の文化芸術活動の振興等を進め、社会参加や自立を促進していく。性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める。

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

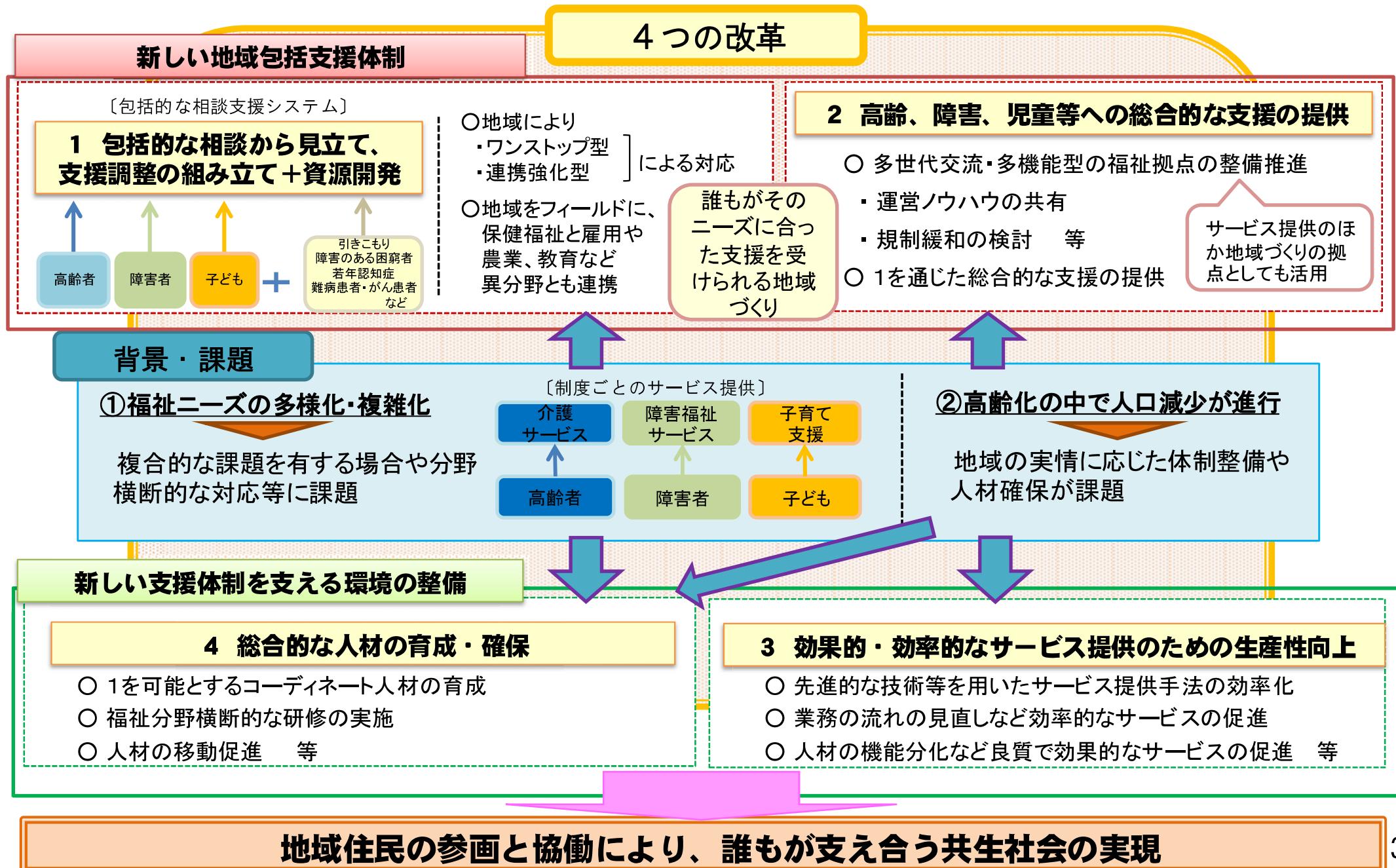
ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日)

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

(4) 地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。

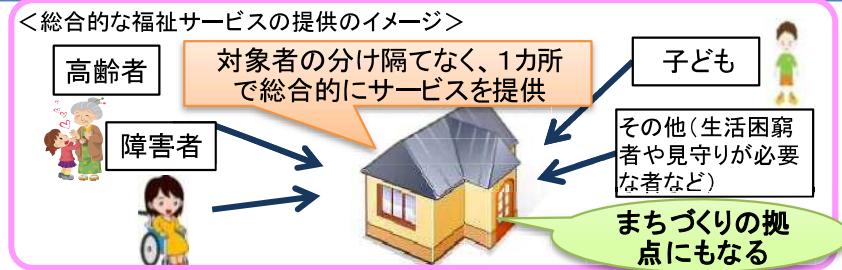
～新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン～ 平成27年9月



地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（概要）

ポイント

- 兼務・共用の取扱いが明確でない人員・設備の取扱いについて、**現行制度で運用上対応可能な事項を明確化し、高齢者、障害者、児童等の福祉サービスの総合的な提供の阻害要因を解消。**



明確化する事項

- 高齢者、障害者、児童等の福祉サービスを組み合

わせて福祉サービスを総合的に提供する際の、以下の①～③の事項を明確化。

＜福祉サービスを総合的に提供する際に利用が想定されるサービス(例)＞

高齢者等	通所介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護 等
障害者	生活介護、短期入所、機能訓練、就労継続支援(A型、B型)、放課後等デイサービス 等
児童	保育所、小規模保育事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業 等

① 兼務可能な人員

- ・管理者、代表者、医師、栄養士、調理員

② 共用可能な設備

【基準上規定がある設備】

- ・食堂、居間、機能訓練室、訓練・作業室、指導訓練室、浴室、医务室、静養室、事務室、相談室、調理室、洗面所、洗濯室、非常災害に際して必要な設備、便所等

【基準上規定がない設備】

- ・玄関、廊下、階段、エレベータ、送迎バス

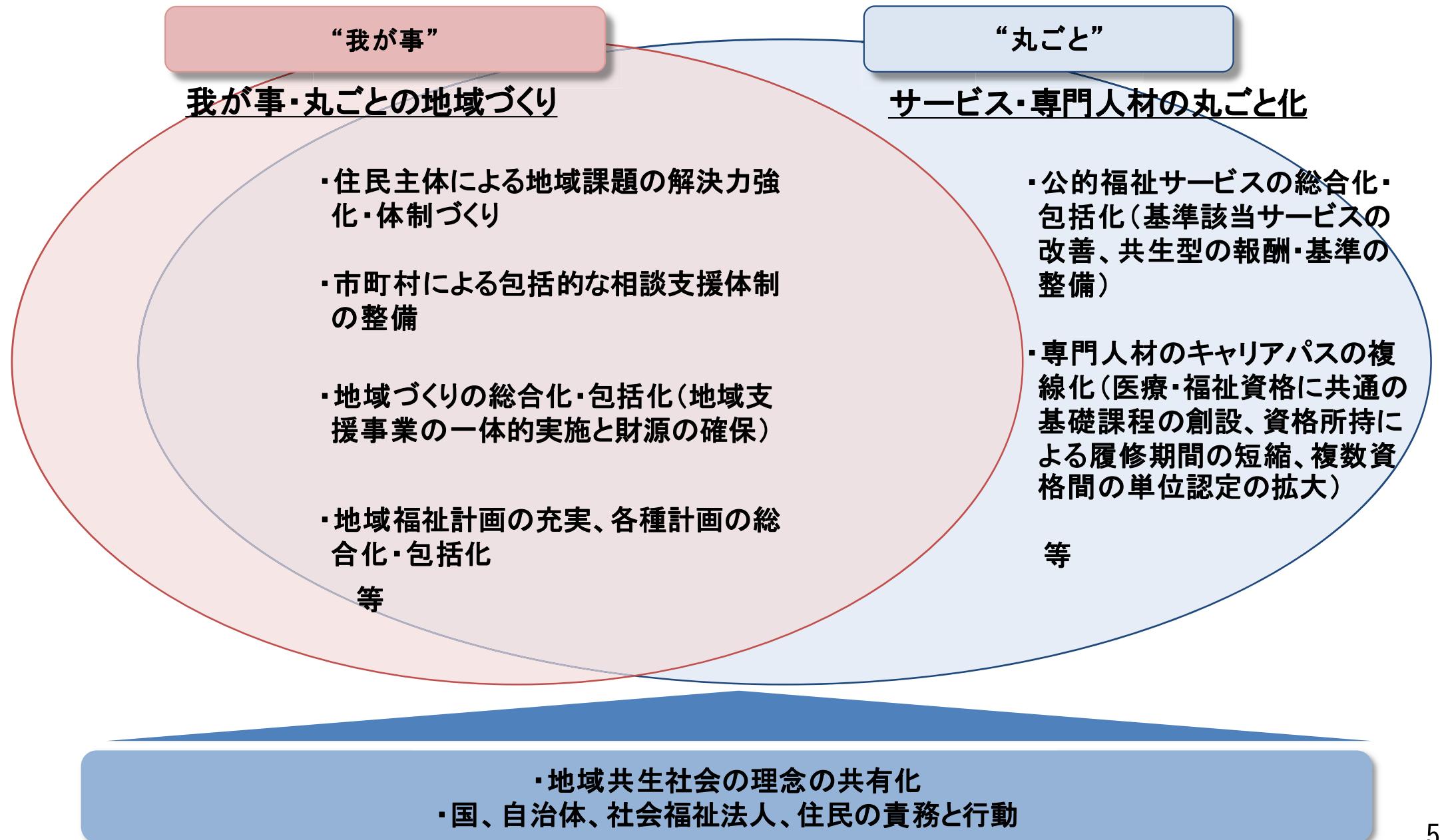
※高齢者、障害者、児童等がそれぞれ利用する設備を区切る壁等の設置が不要なことも併せて明確化

③ 基準該当障害福祉サービス等^(注)が活用可能であること

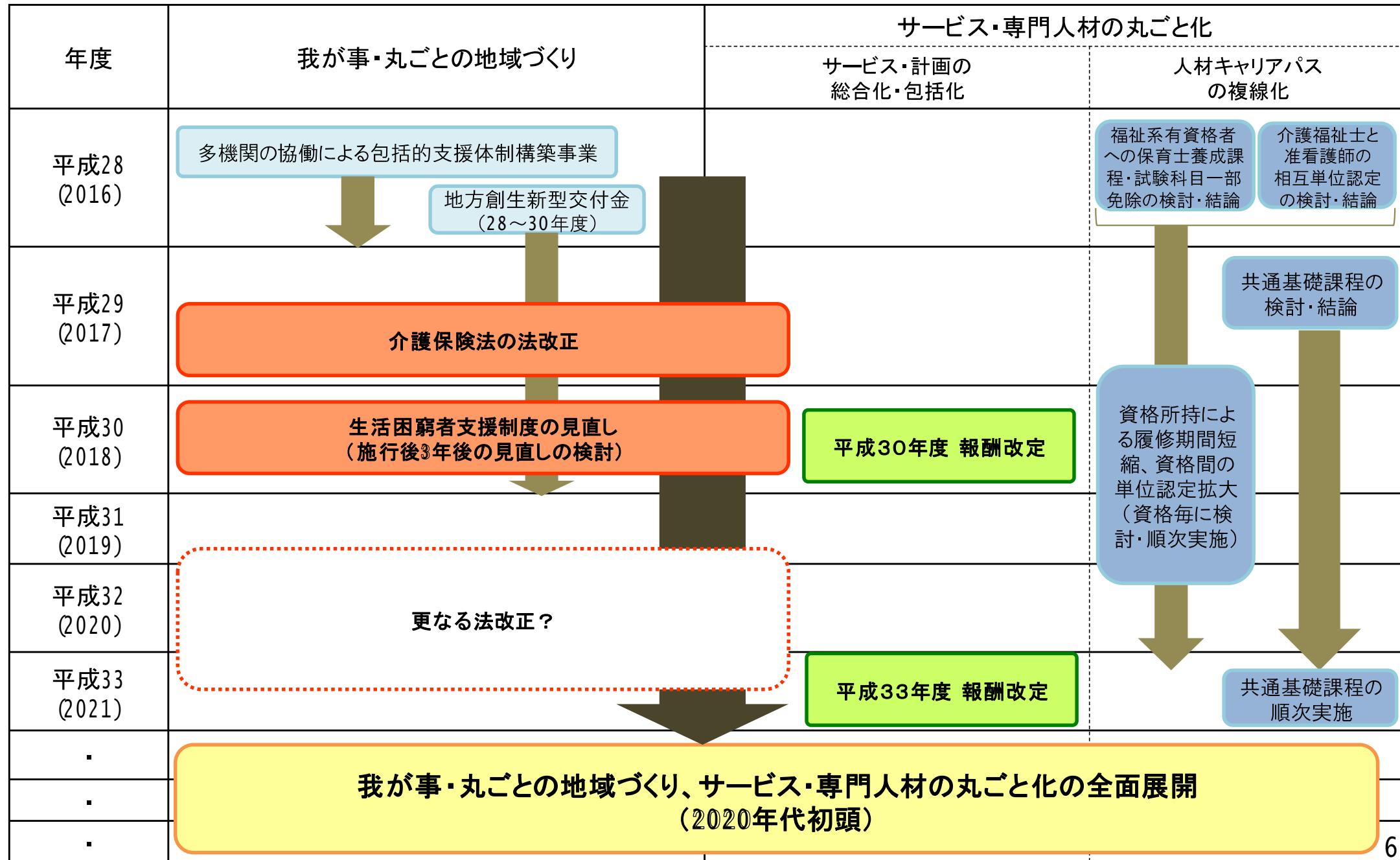
高齢者、障害者、児童等に対する福祉サービスの総合的な提供を実施する場合は、基準該当障害福祉サービスを実施することが可能であることを明確化。

(注) 基準該当障害福祉サービス等:指定障害福祉サービスや指定通所支援としての基準は満たしていないが、介護保険事業所等の基準を満たす事業所であり、市町村が認めたものにおいては、当該事業者が障害者(児)を受け入れた場合、基準該当障害福祉サービス等として特例介護給付費等が支給。

「地域共生社会」実現の全体像イメージ(たたき台)



今後の進め方のイメージ（たたき台）



地域における住民主体の課題解決・包括的な相談支援体制のイメージ①

小中学校区

地域における住民主体の課題解決

○住民に近い圏域で、

- ・制度や分野にとらわれない地域課題の把握
- ・住民団体等によるインフォーマル活動への支援、
- ・公的な相談支援機関へのつなぎや、課題の共有を担うコーディネート機能など地域課題の解決に向けた体制

市町村

包括的・総合的な相談支援体制の確立

○相談者本人のみならず、育児、介護、障害、貧困など相談者が属する世帯全体の複合化、複雑化したニーズを的確に捉え、分野別の相談支援体制と連動して対応する体制